

1. 計画策定の背景

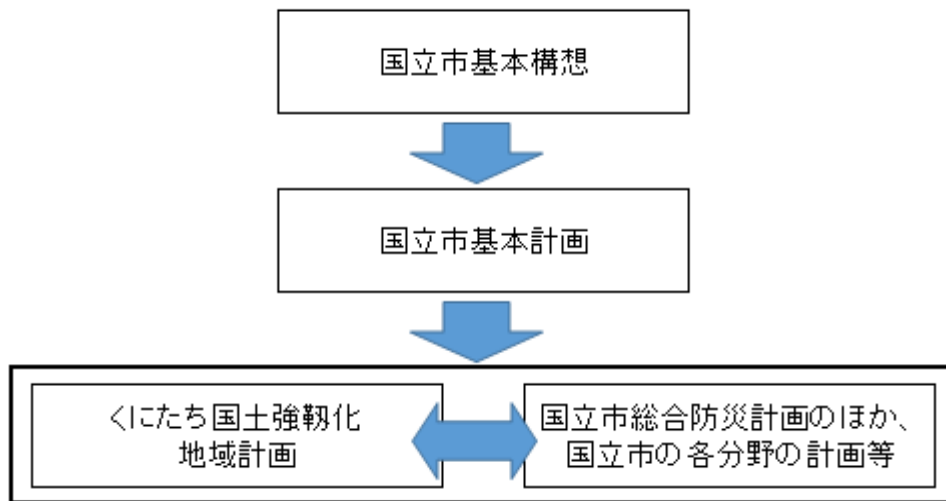
平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）が公布・施行され、国は、国土強靱化基本計画を平成26年6月に策定している（平成30年に改定）。また、東京都は平成28年に「東京都国土強靱化地域計画」を策定している。

国立市においても大規模な自然災害等のリスクに備え、被害を未然に抑える・最小に抑える減災対策に加えて、迅速な復旧・復興に資する取組を推進していく必要があることから、「くにたち国土強靱化地域計画」を策定し、平時から地域や関係機関等と一体となって、「強靱な地域」をつくる「安心・安全」のまちづくりをより一層推進していく。

2. 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づき策定する「地域計画」である。

市政運営の基本となる「国立市基本構想」を最上位としつつ、国立市における各分野の計画と整合性を保ちながら、強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための指針として位置付ける。



なお、本計画は、各分野の計画に係る事業について、国土強靱化の観点から抽出していることから、計画の推進に当たっては分野別の個別計画に基づく取組によって推進していく。

3. 基本目標

本計画の基本目標は、国及び東京都の計画と同一のものとし、大規模な自然災害の発生時には、市民の人命を守り、市政、経済、地域への被害を最小に抑え、迅速に復旧・復興できることとする。

- ① 人命の保護を最大限に図る
- ② 市民及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けることなく維持される
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 災害発生後の迅速な復旧・復興

4. 計画の主構成

① 事前に備えるべき目標の設定

「3. 基本目標」の達成のため、事前に備えるべき目標として国及び東京都の国土強靱化計画を参考に、8つの目標を設定した。

② リスクシナリオの設定

「事前に備えるべき8つの目標」の達成の妨げとなる事態として、国立市の地域特性や想定される自然災害等を踏まえ、20のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定した。

③ ぜい弱性の評価及び強靱化に向けた取組について

20のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）に対する国立市の現状やぜい弱性を評価し、防災・減災における課題に対応する推進方針及び施策を整理するとともに、各部署が個別計画に基づき取り組む事業等を整理した。

市が主体となる取組はもちろんのこと、自助、共助に関する取組について推進していくほか、地域や関係機関等との連携協力についても留意し、取り組むべき事業を整理した。